

令和元年第7回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和元年12月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和元年12月13日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和元年12月13日	13時20分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	9番	所賀廣	10番	川下武則	11番	久保繁幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 西村芳幸		(書記) 中村誠			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜		
	副町長	毎原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中久秋	建設課長	田崎一朗		
	財政課長	西村正史	会計管理者	小竹善光		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	峰下徹		
	健康増進課長	大岡利昭	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年12月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第60号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第61号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第72号 第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画について
- 日程第14 議案第73号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第74号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第75号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第76号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第77号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第78号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第78号 教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第3 意見書第4号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）の提出について

午前 9 時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第 1 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 議案第60号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

議案第60号の名称なんですが、控除対象配偶者を、同一生計配偶者の違いをどのように理解すればいいのか、その辺の説明をお願いします。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

控除対象配偶者につきましては、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の所得が38万円以下の方を控除対象配偶者としておりました。それが、平成31年 1 月 1 日に見直しが行われまして、今までの控除対象配偶者が同一生計配偶者になりました。そして、その同一生計配偶者のうち、前年の所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者ということになりまして、納税義務者の所得の要件が加わりました。そのことによって、対象者が外れる人が出てきておりましたので、今回の改正をお願いしているところであります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今、控除対象配偶者の場合は38万円以下が対象ということで、今度同一生計配偶者の場合の対象者は前の控除対象者の配偶者と一緒の数なのか。それと、町内にどれくらいその対象者がおられるのか。その辺はいかがでしょうか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

平成31年 1 月 1 日現在で把握しております同一生計配偶者が668名であります。そのうち、控除対象配偶者となられる方が664名でありまして、この差 4 名の方がこの条例を施行しない場合は対象から外れるという人数になります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第61号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

この任用職員ですが、まず募集の時期と募集方法はどのように考えておられますか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

募集につきましては、今回条例を可決いただきますれば、年明けて1月、今現在の予定では1月中旬かそれぐらいに公募をかけたいというふうに考えております。

○9番（所賀 廣君）

これは、令和2年度4月からの適用ということになるわけですが、一般職というふうに定義づけられてまして特別職とは違うということなんですが、就業時間、週38時間と45分ですか、それ以上がフルタイムの職員であって、それ以下がパートタイム職員ということになっています。これをどのようにして分けるのか。採用された方の希望で決めるのか、それとも役場側がフルタイムにするのかパートタイムにするのか。そこはどのようにお考えですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

就業時間につきましては、役場のほうで設定をして募集をかけたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

そうすると、募集をかける段階で本人さんがどちらを希望するかによって決まるということでもよろしいですね。はい。

それから、地方公務員法の適用になると思います。特別職の場合は地方公務員法じゃないと思いますが。これによりますと、定められております中に、サービスの宣誓をすること、選手宣誓のああいった宣誓ですね。これはどのような内容でされるのか。また、今の一般職の方もそういった宣誓をされてきた経緯があるのか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、地方公務員法に基づく任用でございますので、私たちと同等の宣誓を、もちろん私たちもしておりますし、それと同等の内容の宣誓をしていただくこととなります。

以上です。（「どういった内容の」と呼ぶ者あり）

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

内容は、具体的には覚えておりませんが、日本国憲法を尊重するというを主に、その内容を町長の前で採用されるときに宣誓をすることでございます。

○7番（田川 浩君）

基本的なことを聞きますけれど、これは来年4月から地方公務員の臨時と非常勤の職員の方がこの会計年度任用職員になるということですが、そもそもの従来の非常勤、また臨時さんと会計年度任用職員さんというのはどういったことが違うのかというのをまず聞かせていただけますでしょうか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今回の改正に当たっては、全国的に地方公務員の職場で働く職員の任用というものが、地方公務員法の任用制度の趣旨にそぐわない任用が全国的に見られたということで、適正な任用を図るためにこの会計年度任用職員という制度ができております。

うちの場合で申し上げますと、今日々雇用という形で職員の方が数十名程度いらっしゃいますけれども、厳密に言えばその方たちは地方公務員法に基づく任用ではなくて、役場と契約を、民法上の契約ですけども、そういった形で役場にお勤めいただいているという立場の方で、今の日々雇用の方は地方公務員の職員ではないという身分になります。そういった方々を、地方公務員法に基づくそぐわない任用が全国的に見られたということで制度ができ

ておりますので、今後はそういった方々も地方公務員として働いていただくということで、その業務がきちんと精査されて、必要な部分を会計年度任用職員として採用して、身分も私たちと同等の地方公務員で、守秘義務等々いろんな義務も負った形での採用という形になってまいります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

もう少し、例えば休日の問題とか、給与の問題ですとか、そこら辺のところを詳しくわかれば。この会計年度任用職員というのはフルタイムと、先ほども出ましたように週に38時間45分が分かれ目でフルタイムとパートタイムに分かれると思うんですけど、フルタイムの方が大体どういった、今までとどういったことが違って、パートタイムの方はまたフルタイムとは違うわけでしょうから、そこら辺ざっとでいいですので、概要を説明してもらえればと思います。

○総務課長（田中久秋君）

説明が難しいんですけど、あくまでも地方公務員として業務として役場の業務をされる方は当然会計年度任用職員で採用をするという形になります。その業務の内容によって、フルタイムでお願いしなくてはいけない部分かパートタイムでもできる部分なのかといったところで、募集をかけるときにパートタイムかフルかといったことで、その業務の内容に応じて公募をかけるというような内容で。この程度でよかですか。

○7番（田川 浩君）

今までの、従来までの臨時ですとか非常勤の方とどう違うのかというのを聞きたいだけです。例えば、期末手当が出るとか、そこら辺のところを。例えば、有給休暇をとれるとか、そこら辺が私もわかりませんので、そこら辺を説明してもらいたいなと思ってるんです。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

まず、フルタイムの方につきましては、給与での支給となります。給料として。パートタイムの方につきましては、報酬という形になります。両者とも地方公務員ですので、ほとんど待遇、もろもろの面で私たちとほぼ同等の内容になって、期末手当も支給されることになってまいります。パートの会計年度任用職員につきましては、退職手当がございません。フルタイムは退職手当がございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

私のほうからは、条例案に対して質問したいというふうに思います。

この条例の第5条ですけれども、先ほどの質問と関連してきますけれども、フルタイムの会計年度任用職員の職務について、第5条で説明してあります。

困難度及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の給与に分類すると。その分類の基準となるべき職務の内容については、別表第2に定めるということで、これにつきましては16ページから17ページにありまして、17ページの等級基準職務表については、職務の級というのは1級しかないわけですね。それで、その中で定型的な職務と補助的な職務、2つしか分かれておりません。この分類の基準になるべき職務の内容については、2つの分類で分けていくのか、その辺を確認したいというふうに思います。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

17ページの別表第2に掲載しておりますこの定型的と補助的な業務を行う職務ということで、これに限定して会計年度任用職員は行っていただくという形になります。

○6番（竹下泰信君）

この定型的な職務と補助的な職務というのはわかりづらいですね。具体的にどういう職務が定型的になるのか、あるいはどういう職務が補助的になるのかというのがわかりづらいというふうに思います。

それと、その次のページの2項ですけれども、フルタイム会計年度任用職員の職務の級については、任命権者が決定するという事になっています。この任命権者は誰になるのか。また、その下のほうにもありますけれども、その委任を受けたものも任命権者及びその任務を受けたものということになってますので、この委任を受けたものというのは具体的にどういう職員を示しているのか、お願いいたします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

基本的にこの任命権者は町長になります。この委任を受けたというのは、例えば想定されるのは、教育委員会部局で教育長が任命する場合があるかと思えますけれども、そういったときに町長が任命するのを委任するという場合かなと、今想定できる分は。基本的には町長が任命権者となります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

6条で、任用職員になった者につきましては、その号給につきましては規則に定める基準に従いということになってます。この規則に定める基準というのは、別に規則をつくるということになると思えますけれども、この規則はもう作成済みということになるわけですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今規則につきましても並行して案を作成中でございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

今まで日々雇用の方というのは職員の補助をするという形で多分雇ってこられたんじゃないかなと思います、どこの市町村も。日々雇用ですから給料じゃないですから、安くてそういう雑務を引き受けてくださるという位置づけだったのが、今度は同等ということで、お給料も払いますと。ちゃんといろいろな手当もありますと。そういうふうに変わるんですけども、私たちからしたら、試験を受けてきちんと公務員職員として仕事をされる方と、試験を受けておりません。一般職ですということとされるということ、じゃあ、質の問題はどうなんだと。きちんとそこに試験を受けて難関を突破してきた方とそうでない方と、同じ仕事をされるのかというそういう不安がありますけれども、そういうことについてはどういうふうにご考えておられますか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今待永議員が言われるように、正式に採用する場合は、県の統一試験を受けてきて、そしてうちで面接から作文、いろいろな試験をして職員として採用されるわけです。しかし、この任用職員については、今言われるようにそういった厳しい試験はございませんけれども、いろいろ採用する段階では、1次試験はなきにしても、作文、面接等はしっかりやり、見た上で採用していかないかんといいことは思っております。そういった意味で、今までは補助的だったけれども、やはり職員と同等の資格を有するわけですから、何か問題があった場合は、責任問題も発生する場合もあるかと思っております。そういったことも含めて、しっかりそこら辺は見きわめをして、採用していかなきやいけないというふうなことでは思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

責任ということをしっかり考えていただいて、採用するにしてもしていただきたいなと思って。同等の同じ責任を与えられるのでしょうか、確認ですけど。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

地方公務員としての責任ということで、職員と何ら変わりはないというふうに認識しております。

○1番（山口一生君）

会計年度任用職員の制度の導入に当たって、予算が増加するのかどうかということと、増加した場合はそういったところに国からの手当等はあるのかということをお教えください。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

当然、期末手当等の支給とか、フルタイムになれば退職手当の負担とかの部分が出てきま

すので、人件費は上がってまいります。その増加分につきましては、各全国の自治体等々から国のほうに要望は上がっている状況ですけれども、まだ明確に交付税措置をすとかそういった部分での情報は来ておりません。

以上です。

○1番（山口一生君）

そしたら、一旦そういった財政調整基金等を使って人件費を埋めていくようなところになるということですか。

○財政課長（西村正史君）

お答えします。

財源の確保ということですが、先ほど総務課長から言われたとおりに、全国的に負担増となることが十分見込まれますので、今全国的な要望が行われているといった状況です。

このまま一般財源での調整となれば、先ほど言われたように不足分については基金等の投入といったところが考えられます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

会計年度任用制度だと1年ごとに更新ということになると思うんですが、そういうところで再任用のルールと年数の上限、何年までをめぐるとかといったことってありますでしょうか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

再度の任用ということで、その与えられている業務、新たな業務とかそういった分が出た場合は、再度の任用をするという形になります。当初の国の説明では、期限を設けないでもというふうな話だったんですが、今内容を調べているところですが、3年までは再度の任用とかという部分もあって、そこら辺詳しいところを調査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

山口君は何回目。

○1番（山口一生君）

3回目です。

今回、会計年度任用制度の導入に当たって、業務をいろんな厳格に定義をしないとイケないということが出てくると思うんですが、役場の組織の見直しとか、どういう体制にするかというところを見直していかないといけないのかなと思うんですが、そういったと

ころでもう既に案とかはつくられているのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

組織の見直しというか、これはもう以前は話もしましたけれども、我々が若い時代の職員というのは、役場で約120名ぐらいいたと思います。今100名そこそこです。それで、20名減ったのが、やはりパソコンとかいろいろはやってきて、そがん要らんやろうというふうなことで行財政改革の中で職員をずっと減らしてきたという事実があります。その分のしわ寄せが、我々がいるところはそう臨時職員というのはいなかったわけです。しかし、どうしてもそこに補助的な人が必要というなことで、今20数名の方が日々職員として雇用しているわけですが、そういった方を私は将来的には、以前決算委員会でもお話ししたと思いますけれども、日本全国でうちと同じような規模の自治体の職員数を見れば、うちはもう圧倒的に少ないわけです。ですから、全体的に見ればそういった職員ももう少しふやしながら、この任用職員は減らして行って、若い人を雇用しながら、そういう人数は減らしていきたいというふうなことで考えております。

その上で、組織をどうする、こうするというのは、後だってなるかと思えますけれども、そういった意味において任用職員にかわる職員、本来の正式の職員、1次試験から受けてきて、そういった方をふやしていきたいという思いはあります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

今いろんな意見が出ましたけど、町として何名の方を予定されておられるのか。そして、その場合に先ほど説明がありましたけど、給与か報酬かですけど、2年度の予算書では完全に出てくるわけですけど、その場合に各予算書を見てもらいますと、各職員の人数を書いてあるんですね。その場合は、もうその中に含むとか別にしてもらおうとか、そこら辺はどのようになりますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えします。

1月に入ってから具体的な予算編成、それから予算書の作成といったところになるわけですが、ほかの近隣市町の予算書等を参考にいたしまして、任用職員が何名といったところがわかるような表示に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

どれぐらいの人数をということでございますけれども、今現段階で、各課からヒアリング

したところで、大体10名程度の任用職員というようなところでの積み上げが出てきている状況でございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今具体的に10名と言われましたけど、その方の分については完全にフルかパートかで給与か報酬が変わりますけれど、どのくらいの予算を見積もっておられるかお尋ねします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

10名の方につきましては、31年度の予算で大体1,800万円程度でございますけれども、その方を会計年度任用職員に見直して積み上げたところで、大体2,150万円程度になって、今の現段階での見積もりはそういったところでございます。大体1人当たり平均しますと37万円程度の増額というような感じに、今の現段階での見積もりはそういった形になっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今1,800万円から2,150万円と言われましたけど、10名で期末手当も出て、果たしてそれでおさまるのか。私の試算では、もう倍ぐらいになってなかりかと思っておりますけど、1人当たりの所得が。幾らか知りませんが、150万円程度とは思っておりますけど、250万円ぐらい程度になるので、最低でも1,000万円以上ふえるんじゃないかなと。まして、それ以外の方は派遣会社にされるわけでしょう。だから、そこら辺を含んだら、派遣会社にも幾らかの手数料をやらなきゃいけませんから、今の日々雇用職員も、幾らかふえると思うんですが、そこら辺どうですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今現段階、町長部局関係で大体36名程度、掃除の方とかも含めて37名程度おりますけど、そのうち10名程度を会計年度任用職員というふうなところで現段階では考えております。その金額が、先ほど申し上げた分でございます。

あと、そのほかの日々雇用職員さんたちについては、課内でどうしても事務補佐的に必要だという部分については、議員先ほどおっしゃられた委託で対応をしたいと思っておりますので、その分につきましてはの積算はまだ現段階ははっきりとした数字は出ておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第61号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

別紙の議案第62号の次の19ページの別紙のところで、太良町の人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例の一部改正ということで、太良町の人事行政のところがありまして、第3
条中、占める職員の次に、及び同法第22条の2云々の職員というのがあります。

この職員については、どういう職員を指すのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

第22条の2、第1項が会計年度任用職員を指しております。そのうち、第2号につきまし
てがフルタイムの会計年度任用職員となります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

太良町の人事行政運営等の状況の公表に関する条例を見ますと、3条につきましては、前
条の規定により人事行政の運営云々と書いてありますが、括弧して臨時的に任用された職
員及び非常職員というのが文面的には残っていますが、この条例の中でこの文面は残
しとっていいということになるんですかね。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおりだと認識しております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回、言葉で言えば臨時的任用という職員はもうなくなってくるんじゃないんですか。そういうことじゃないわけですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

いや、地方公務員法上はきちんと残っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第63号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

議案第63号、今度の指定工事の更新時に手数料を加えるということは8,000円になっておりますが、今まではどのような感じで行ってこられたんですか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この給水工事の指定給水装置工事業者の制度が始まって、もう20年近くなりますけど、今までは一度申請をすれば、もう更新とかの必要がございませんでした。昨年水道法の改

正に伴ってこの制度がつくられて、今回その更新手数料を加えたものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、今現在指定工事のは何店舗、多良、大浦でございますか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

現在、太良町で登録を受けている指定工事店につきましては、町内で9社、あと町外で52社、全部の61社でございます。多良、大浦とは分かれておりません。

○11番（久保繁幸君）

町内に52社もあるということは初めてでびっくりしたんですが、そんなに多く指定業者がいるわけですか。52。大小仕事はあると思うんですが、大きいのはどのような仕事、小さいのはどのような仕事があるのか教えていただければ。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

給水装置工事については、主に一般家庭とかそういう方が家をつくられたりするときに、水道工事をされるときに発生するもので、その工事を行う方が登録をされるんですけど、あとは公共工事とかで建物をつくったときにするというのが大きいのがありますが、ほとんどは個人さんの新築とか改築で、その際に施主さんが町外の方で知り合いがいたらそのところに頼まれることで、うちのほうに登録をされているというのが現状だと思います。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今、更新申請の際というのは、更新は何年ごとの更新になるのか。町内も町外も皆さん一緒なのか。大型も小型も一緒なのか。その辺はどのようになっていますか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

更新の期間については5年ということで、これは水道法とかで決まっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今回、更新手数料ということで8,000円もらうようになったということですが、これについては水道法の改正に伴ってこうなりましたということですが、この8,000円を徴収した使い道はどういう使い道を考えておられるのか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この8,000円という金額の設定でございますけど、国のほうからも更新申請があった場合

に、うちのほうは審査を行いますけど、審査に係る人件費とか事務費、そういうものを考慮して決めるようになっております。その中で、うちのほうでそういう人件費とか、うちのほうが担当職員とか私、課長とかが審査する時間とかを、時間当たりで人件費、事務費とかを計算しますと8,000円ちょっとという試算になりました。これに基づいて、その金額については8,000円ということで今決定しております。

ほかに、有田町さんも9月に改正されていますけど、8,000円ということで上程されています。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、自治体によって8,000円の内容、金額については変わっているということでしょうか。

それと、この公布日は公布日から施行するということになってますけど、この公布日はいつということになりますか。来年度初めということになるんですか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回議決をいただければ、12月中には公布になると思います。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

12月中に公布となりますと、平成31年度の補正が必要になってくると思いますけど、その辺についてはいかがですか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この制度については、実際、公布日より施行しますが、実際この更新の申請をしてもらうことにつきましては、まずうちのほうから各対象となる事業所さんに通知を出しまして、いつからいつまでに更新の手続きをしてくださいということで通知を出します。それにつきましては、新年度に入ってから行うように計画しておりますので、新年度のほうの予算では計上したいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第64号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第65号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第66号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

まず、基本的なことをお伺いいたします。

業務内容はどのようになっているのか。また、監査報告書で平成30年度分は収支決算で7万6,167円赤字が出ていますが、そこら辺は今後の委託料に反映されるのか、されないのか、お尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

委託料の見積もりにつきましては、令和元年度の単価で、実際うちが管理をしていただきたい芝生広場一帯と道路及び駐車場についての管理を積算をして、その金額が432万9,000円程度になるということで、今のところ考えております。そういうことで、一応適正な金額なのかというふうには考えております。

それから、平成30年度の赤字につきましては、いろんな計画で特別に草払いを全面的にしたりということがございましたので、一時的に赤字が出たのかなというふうに考えておまして、次回についての委託料の増嵩については、消費税以外の増については考えておりません。

以上でございます。（「もういっちょ」と呼ぶ者あり）

業務内容は、先ほど設計のうちが委託料の見積もりでしております管理人2人体制の150日、年間です。それと、草刈りで園内の道路周辺の約2,700メートルの周辺の道路の草払いを計画して、その分の事業費を見ております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

業務内容をもっと詳しく聞きたかったですけど、まず一つだけお尋ねしたいのは、安全対策費というとは含まれているのかいないのか。というのは、昨今、イノシシ被害がこの間一般質問のときも休憩時間に竹崎線の道路でイノシシが出没しているということで、教育長は

すぐ休憩時間に対応されたですよ。あそこは町道の嘉瀬ノ坂・当木線を通って、そして公園内には風配・当木線があって、その下は林道は城平線、1号線、それと作業道の城平1号線ですか。

課長は全部把握されとるけん、林道とか作業道は。だから、あえてお尋ねしますけど、これを見ると、33ヘクタールが対象範囲となっておりますと思いますけど、あそこは今保護区になって、164ヘクタールが保護区です。あそこの中にイノシシのわな等は設置されているのかどうか。以前はわなに違う動物がかかって緊急出動されたこともあるときいておりますけど、それと今公園内でイノシシの出没等が見られるかどうか、お尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

まず、公園内のわなの設置につきましては、何件かは確認をされております。駆除の目的で設置をしてあるということでございます。

それと、イノシシの出没につきましては、実際今芝生広場の横の桜のたくさん植わっているところにおいて、掘り返した跡がございます。それについての対策につきましては、特には行ってないところでございます。

委託料の中に安全対策費としては、事故があった場合の保険は指定管理の方にかたってもらっておるところでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私、実際きのう現場を見てきました。そして、3名の方、森林組合の方がおられて、話もしました。

実際、先ほど言った風配・当木線の一番入ってから50メートル行ったところですか、駐車場がありますけど。そこを掘り返したところから掘り返しが始まって、公園内も大分掘り返してるわけです。私が言うた安全対策というのは、3回目やけん長くなると思いますけど、聞いたところによりますと、今冬場で利用者が少ないでしょうと言ったら、管理されてる方から聞いた言葉ですよ。土曜、日曜は孫を連れてこられる方が多いと。そして、そのときは犬を解放して、大型犬を解放して危ない目に何回もあったと。そういうことを私は聞いております。そして、先ほど言われた、わなの設置がありましたって。今は狩猟期間中です。11月15日から2月15日までは狩猟期間中です。保護区では狩猟はできないはずですよ。そういうことも考えて、安全対策ということは、私はあそこを管理される方に対して言っているのではなかです。あそこを利用される方にもしもの事故があったときは、どのように対応されるのか。そういうことを全く、課長、現場は。机の上で行ったて、今話しよっおいが話はしよっばってん、3年ぐらい前に行ったて見てみてイノシシの被害はなかったって、日々イノシシの被害はありよっつとよ。だから、今太良町ではあってないですけど、人身的な事例

は全国どこでもありよつとですたいね。一番危ないのは、わなにかかってワイヤーを切って逃げたときのが一番危なかですよ。

だから、そこら辺を考慮して安全対策費は見られんとかと。メッシュを張るとか、私が言っている。先ほど林道で言うた、ここに上がっている遊歩道ですか。園内道路1,200メートル、園内遊歩道2,500メートルは入つとつとですたいね。そこは私もきのう1周してきましたけど、あちこちイノシシが出た形跡があるんですけど、そこら辺は事故が起きてから始まらんけん、どのように対応されるのか。もう3回目、あとは言いませんから、考えをお聞きします。

○農林水産課長（川島安人君）

済いません、お答えいたします。

町の総合保険でそういう事故があった場合は対応できるという情報がございます。

それから、私もきのう健康の森公園に行って、状況、イノシシ等もやっぱりしとるねということで確認をしているところでございます。その中で、非常に広範囲の面積でございますので、どこからどこまでをメッシュをすればいいのかというのも、メッシュについても非常に出没が多くて、日々、日中目撃されるような状況なら検討せんまんとかなというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第67号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

今回指定管理の団体を指定されておりますけれども、ここの応募した事業者数は幾つだったのか教えていただけますでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

竹崎城址展望台の公園の公募につきまして、募集要項の問い合わせがあった事業所は2事業所でございます。そのうち、応募をされたのは1事業所のみでございました。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

問い合わせが2件あって、実際に応募されたのは1事業者だったということですが、本町の場合、割と単独といいますか1事業者で応募されているのが多いと思うんです。企画商工のほうでは残りも担当と思いますけれど、指定管理の大体の目的といいますのは、民間の業者さんに委託することによって、数社、複数の事業者さんを競わせることによって、その民間の経営ノウハウを集めて、住民へのサービスを充実させていくという。また、経費も抑えていくというのが大体主たる目的だと思うんですけれど、なかなか本町の場合、そういう状況になっていないという状況でございますけれど、そもそも応募が少ないということに関して、担当課として、例えば広報が行き届いていないんじゃないかとか、そういった何か原因があるとしたらどういったところにあると考えていらっしゃいますでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

指定管理者の公募の方法についてでございますけれども、指定管理者の事業については、役場の仕事をアウトソーシングするということで、民間事業者の活力を利用するという前提でございますけれども、私どもの考えといたしましては、なるべく太良町に由来のある方にお受けいただきたいということから、余り広く全国的に応募をされましても、遠くの業者が安くとられていいのかもしれませんが、町内の経済循環を考えますと、公費を出すに当たりましては、町内の事業者さんにやっぱり受けていただきたいというのが私どもの真意でございます。その中で、町内の事業所を選びますと、御案内のとおりそう対応できる事業者さんはいないということでございますので、現実問題として現状のような状況に終えんしているというふうに把握をしているところでございます。

答弁になっておりますかどうかわかりませんが、以上でございます。

○7番（田川 浩君）

そしたら、なるべく町内の業者さんのほうでやってもらいたいということでございますけれど、といいますことは、これからもそういった状況で単独の応募が多いということでもしょうがないと、そういう考えなんですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

例えば、今現在指定管理を受けている事業者さんに大きな瑕疵があるだとか、管理が不行き届きであるというようなところでありましたら、それはそれなりの対応をしなければならないというふうに思っておりますが、現状、特段の問題がない場合においては、それほどまでに手を広げて指定管理者を広く応募するということにつきましては、余り積極的にする必要はないのではないかとこのように私は思っております。

とはいえ、ホームページにも載せてはおりますので、そういった形で応募の門戸は開いているつもりではございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今、竹崎城址の公園の指定管理の件ですが、まず作業内容、範囲、どのようなシステムになっているのかお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

大まかに申し上げまして、竹崎城址展望台の委託の内容につきましては、まず樹木の剪定、それと花壇の管理、それとトイレの清掃、それと施設の維持管理、これが大きな柱となっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

トイレの管理と言われましたんですが、私も最近余り行ったことがないんですが、トイレの清掃は月何遍ぐらいか、また週何遍ぐらいなのか。一番お客様方から聞くのは、うちあたりの周りの公衆トイレの件でいろいろ聞きますので、その辺のトイレの清掃等々はどれぐらいやっておられるのかお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申しわけございません。詳しい資料を持ってきておりませんので、あとだつて御報告いたします。

○11番（久保繁幸君）

それとトイレの件と、草スキーもどれぐらいな掃除をやっているのかお尋ねいたしますとともに、竹崎城が一番魅力的な月はいつなのか。魅力的な月。あそこら辺が桜が咲いているときが一番魅力的なのか、お客様から我々は聞かれるんですが、その辺がまだ把握できておりませんので。

それで、そういうところをPRしていくために、昨日のテレビでSTSで見られたかと思うです。旬工房の井物とかなんとか出とったですよ。そういう発信も大分いいPRになる

と思うんですが、一番いつがPRができる月なのか。と申しますのも、一番閑散期になる6月ぐらいに魅力のある竹崎城址をつくっていただければというふうな感じを受けております。

それと、またこれはお願いなんです、夜間照明がちょいちょい消えておりますので、その辺は前はもういろいろ言っておりましたんですが、今は言っておりません。田古里のバイパスの電灯もきのう数えたら7つ切れております。その辺も把握していただければ、私から一つ一つ言われんでもいいようによろしくお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。

○11番（久保繁幸君）

いいです。やっていたら。

○8番（江口孝二君）

今の久保議員の分について、昨日は中秋の名月じゃないんですけど、物すごい月がきれいかったですもんね。だから、夕方5時15分ぐらいからカメラマンの方が海中鳥居には見えられて、盛んに撮られておりました。

だから、ここは月の引力が見える町でキャッチフレーズをしていますので、先ほどのあれじゃないですけど、竹崎城を入れて、そういうときは新月と満月がありますけど、毎月新月も満月もありますので、そこら辺をPRして。

きのう、実際にここの職員の方も写真を撮りに見えられておりました。だから、私たちもかじ取りはそこら辺を入れてまたしていきたいと思っておりますので、そこら辺を考慮していただければと思います。答弁は要りません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

今回の竹崎城の指定管理の選定に当たって、いろいろと評点をつけたようなものがあると思うんですけど、1者であってもそういった評価はされると思うんですけど、それを例えばウェブサイトで公開とかそういったことというのはされないのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

指定管理者の候補者を選定するときに、選定評価表ということで、現在指定管理を受託している事業者さんがどのような管理状況であるのかということ項目ごとに評価をする作業がございます。それにつきましては、各指定管理の施設ごとに行いますけれども、これは評価委員会の中で実施をいたしておりまして、結果につきましては、現在のところは公表はいたしておりません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

他の自治体で例えば複数の応募があったときとか、今どういうふう運営されているのかというのを公平に見るために、そういうのを積極的に公表されているところもあるので、いろんなところが指定管理にかかわって、自分のところがいい仕事ができるはずだとかというところもある場所もあるかと思えますので、そういった情報の公開等を今後積極的に進めていただきたいなと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（西田辰実君）

ここに、森川造園という方が指定になっておりますけど、大体年間どれぐらいの費用が支払われているんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

平成31年度今年度予算での予算規模といたしましては、約300万円でございます。

以上でございます。

○2番（西田辰実君）

年間300万円ですけれども、草が生えるとかまた枝が伸びるとかということでもありますので、大体月に1回とか2回とかそういっためどで剪定などをされているんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この管理につきましては、全般的に毎日、週5日間管理をしていただいております。汚れたところ、荒れたところ、剪定が必要なところ、手の届く範囲は指定管理の方にさせていただいております。大規模な樹木の伐採とかになりますとまた別ということで実施をいたしとって、環境の整備に努めておるところでございます。

済みませんけれども、先ほどの久保議員さんの御質問のところで、トイレの清掃の頻度についてお尋ねがございましたけれども、現在週5回、トイレの清掃を実施しておるということと事務のほうから確認ができたということで報告が上がっております。

以上でございます。

○副町長（毎原哲也君）

補足的に申し上げたいと思います。

先ほどの久保議員の御質問に関連してですが、うちの選定委員会のほうでは年に1回、抜き打ちでトイレの清掃等を各施設どのような状況かということで1日かけて見て回っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

その関連なんですけど、維持管理費が竹崎城が22万2,000円上がっております、前年度。それで、その維持管理費がどのような使い方をされているのか。また、今年度の予算書を見てもみますと27万1,000円維持管理費が上がっています。これはトイレの合併浄化槽の処理費なのか。それはいかがですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

予算のほうの項目に上がっている維持管理費の金額でございますけれども、竹崎城址展望台のトイレの浄化槽の維持管理経費でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第67号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第68号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

この活性化センターですね、議案第69号でしょ。年間どれぐらいの利用をされておられるかお尋ねいたします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

30年度の利用状況の内訳ですけれども、利用者数で4,446人、利用料として入ってきているのが39万5,501円でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今、利用料が39万円云々というふうなお答えなんですが、それは利用方法はどのような利用にされるのかお尋ねいたします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

主な利用というのは、隣のたらふく館が事務所の家賃とその他会議に使われております。ただ、そのほかにも一般の方が利用されているというような利用方法でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

30年度の利用4,446人、1日平均したら100名以上なんですが、それはどういうふうな。そこにそれだけのようけい人間が入るのか。それは一番多いのでどういうふうな利用をされているのか。またどういうふうな結果でこんだけの利用がなされているのかですねお尋ねいたします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

研修で一番多いときで7月で285人、2月で325人とか。月で言いますと、一番多い月で3月の433人。そういった利用の内容でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第69号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。本案はよって原案どおり可決されました。

日程第11 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第70号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。本案はよって原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

観光協会の仕事の内容なんですけど、控室で話が出てたんですけども、海中鳥居とか竹崎城から見るお月様は非常にきれいだという話で、それをプロデュースするような仕事の内容は、観光協会でするのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議案に提案させていただいておりますのは、観光案内所の維持管理でございまして、観光案内所の業務内容につきましては御提案申し上げておりませんので、議案から外れる御質問になりますので、申しわけございません。

○5番（待永るい子君）

それは済みません。

そしたら、観光案内所じゃなくて指定管理全体について、一つ二つ意見を述べさせていただきたいと思います。

3年と5年が期間になっておりますけども、これは条例で決まっているのかどうか。というのは、例えばほかに申請する人がなかったら、そこに指定管理をさせないと業務が滞るわけですから、そういうことで指定管理者の人の質という問題です。結局ほかにおらんやっかということで、同じところに指定するようになるということで、そういう質の低下につながるんじゃないかと思うんですけども、3年、5年という期間が条例で決まっていて、変動されないのか。私としてはもっと短くして、もうちょっと厳しくというか、そういうのが必要なと思うんですけど、それについていかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

指定管理者の指定に関する条例と規則がございましてけれども、そのこの規定の中には、指定管理期間の規定は入っておりません。ですので、これは事務レベルでの取り決めということで、基本方針を定めております。その中で、指定管理期間は3年から5年の間で、その業務内容に応じて指定するというところで方針を決めているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

内容によっては、今後3年、5年が定期間ではなくて、ある程度は見えていかないとイケないかなと思います。

それと、きちんと指定管理で業務内容というか、町民側から見てきちんと管理ができていけるねというところと、いっぱい問題ありねというところが正直言ってあります。いっぱい問題あるねというところを育てていくのも行政の仕事じゃないかなと思います。行政のかわりに管理をしていただいているわけですから、その辺は厳しくじゃないですけど、きちっと町民さんからよくしてもらってるなあと言ってもらえるような指定管理を育てていただきたいなと思います。

これに関していかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

指定管理業務の質の維持向上、改善をもっと頑張りなさいという御意見でございます。

先ほど副町長のほうからも答弁がございましたとおり、抜き打ちの点検をいたしたりして、実際ちゃんとやっているかということはこちらとしては確認をいたしているところでございます。

しかしながら、利用者の視点で見ますと、まだまだ手の届かないところがあるという御指摘でございます。また、先ほどは山口議員のほうからも御指摘があったように、指定管理の成績、チェックの内容につきましては公表すべきじゃないかというような御意見もございました。そういったことを踏まえまして、説得力のある説明責任を果たせるような形で指定管理業務につきましては実施をしていきたいと思っております。

御提案のとおり、指定管理につきましては1年だっていいじゃないかというようなお話もあると思いますけれども、事業者さんの受け手のほうの経営の見込み、短期的な見込みよりもやはり3年間はということで事業実施の見込みを立てやすいというようなこともございますので、そういったことで総合的に考えた形で、今のところは3年から5年というふうに設定をいたしておるところでございます。

ただし、おっしゃったように事業者さんの成績がとても悪い、こんなところには任せるわけにはいかないよということになりますと、それは選定委員会の中でその事業者さんは除外すると。つまり、指定管理先がなくなった場合は直営にせざるを得なくなるというような選択肢もあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

この観光協会の指定管理について確認をまずしたいわけですが、あそこの隣の芝生の広場、第1回町民グラウンドゴルフ大会があったところです。あそこもこの指定管理業務の中に、観光協会の業務の中に入っていますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

はい、入っております。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

その芝生の管理なんですが、年に何回かやってくださいということで観光協会のほうから委託をされているわけですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。清掃や芝刈りとか樹木の剪定の回数につきましては、太良町役場のほうから回数を指定して、最低これだけでもやってくれるような業者さんと契約をしてくれということで実施をいたしているところでございます。

今の内容につきましては、芝刈りにつきましては年6回ということで指定をしているところでございます。

○9番（所賀 廣君）

実は、その芝生のところなんです、業者の方からも言われました。目立つのが犬のふんの放置状態です。私も大体毎朝連れて行って、ふんをした際取るわけですが、そのときにでも以前のふんとかわかるわけですね。時には踏んだこともありました。その芝刈りの業者の方から言われてまして、犬のふんの放置状態が目立つねということです。これはこっちの広場でなくて、向こうの展望広場のほうにでも言えることなんです、看板が立ってます。これくらいの、ふん禁止とか。壊れてもいます。

これは、もうちょっと何とか、例えば観光協会の外に、日曜日あたりは人が多いですから、時々マイクで呼びかけるような装置をつけるとか。どうしても放置して帰られる方、一番多いのは私が感じるのにはキャンピングカーが最近多いです。ぼんと放り出して、自分たちは車にいるとか。そうすると、いつふんをしたか、取らばいかなという感情すら湧かんような状態ですので、この辺を何とか改善するような方法を、企画のほうも観光協会とタイアップで何かいい考えを出していただく。それと看板をもうちょっときれいに大きく、壊れているのはすぐ修理をするみたいな感じでやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

御指摘のとおり、道の駅のあのあたり周辺は、太良町の観光集客の核の一つでございますので、いわゆる太良町の顔の一つというふうな位置づけでもございます。そういったところで、ペットをお連れになられて、そこで遊ばせたいというお気持ちもとてもよくわかるものでございますが、その後の始末につきましては、本来はその人個人個人のマナーの問題ではあると思います。しかしながら、やはり人の目がなかったところでは、ふんを片づけないでそのまま行ってしまうという方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、対策につきましては、御指摘のとおり看板の更新とかも検討しなくてはいけないのかなと今思ったところでございます。どういった形が一番いいのか、観光協会含めまして、企画商工課で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

提案になると思うのですが、今所賀議員が言われたことと同じことを私は町民さんから、犬のふんが多過ぎるということでどうにかならないかということはおかれておりました。だから、提案になると思いますが、あそこにドッグランで、南側になるか北側になるか、それはお任せするというので、犬が遊べる場所を設置したらどうかと思いますけど、町長、そこら辺どう思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほど所賀議員の犬のふんの害で、以前から江口議員からもそういった犬を連れて車で見える方が結構ふえたというふうなことで、あそこら辺連れて回りよるもんねという話を聞いておりましたので、そこについては場所をどこかいいところがあれば、たらふく館内の敷地あたりを見て、そういうドッグランができるようなところに囲いができればなという思いはいたしておりますので、少しそれは検討させていただきたいと思います。

○1番（山口一生君）

指定管理全体で、利用者数というのを上げていただいている、観光案内所も4,512人というふうにあるんですが、これの目標値というのは定めた上で募集をされているんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

来場者数の目標値につきましては、設定はいたしておりません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

どれぐらい効率よく利用されているかというのを図る指標として、例えば利用者数5,000人を目指しましょうとか、そういったところの募集要項があって、それに対するどうという計画で進めていくかという提案を受けるというのも一つの手かなと思っていますので、今後検討いただけたらと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第71号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第72号 第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画についてを議題いたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（山口一生君）

この第5次太良町総合計画の中で、現状の分析と打ち手みたいなものを書いていただいているんですが、主要な施策と成果指標ていうのが、例えば施策に対しての成果ていうのがないものていうのがたくさんあるんですけれども、そのあるなしていうのはどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

極力成果指標につきましては、数値目標を設定する努力をいたしましたけれども、政策の中身につきましては数では捉えられないものもございまして。そういったことから上げることができなかったものが含まれているというものでございまして。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

そしたら、この第5次総合計画に上げられている主要な施策というのは、基本的に今後何年かかけて必ず取り組むことという理解でもよろしいですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

総合計画は、今後8年間の太良町の政策の行方を決めるものでございましてけれども、ここに書かれているものは、あくまでも8年間を通した上でのベクトルだというふうに御理解いただいたほうがいいと思います。そのときそのときで、時々刻々と国の政策も変わりますし予算も変わる。町の政策も変わっていくというところもございまして、大目標としてのベクトルはこれを持っていきますけれども、ここに書いてあるものが全て実現されていくというのはなかなか難しいところもございまして。そういったところで、方向性という御理解でいただけたらというふうに思っているところでございまして。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

ありがとうございます。

最後1つだけ聞きたいんですけども、55ページ、森林の保全育成と総合的利用というところで、多良岳200年の森構想というのがありまして、私も山林運営委員会に所属しているので、お聞きしたいんですけども、太良町の200年後の人口と、どうやって200年後までもたせるのかというところのその辺のアイデアというか具体的にできないかもしれないんですけども、どういうふうにお考えかというのを伺いたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

人口ビジョンにつきましては、2060年までしか設定をいたしておりません。200年の森というのは、本当に200年後どうなるのかというのは、確かに曖昧模糊としているところでござい

ざいます。

政策の目標といたしましては、長伐期による魅力のある森林を形成すること、それによって太良町の自然、それと人、仕事、まち・ひと・しごとと自然、この3つの三位一体をあらわすものの中の一つということで、ここに上げさせていただいておるところでございます。

人口の推移については、今のところわかりません。現状の人口の推移でいきますと、2060年には、一番悲観的な見方で行きますと太良町は3,000人台になるというふうな見込みでございます。そういったところで、これをいかにもっと維持していくか、右肩下がりのグラフをなるべく平行な形で、可能な限り傾きを変えていきたいというところが、この太良町の総合計画の次の子供たちに太良町を残すためには何をすればよいのかということで、この総合計画というのはワークショップを開いて、住民の皆さんと協議をいたしております。そういったところの大命題としてまず今の太良町を子供たちに引き継ぐためにはどうしていったらいいのかなというところからスタートした総合計画でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第72号 第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第73号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

補正予算書の30ページの国民スポーツ大会佐賀大会の準備、工事、備品購入についてお伺

いをしたいと思います。

これは、現在の事務所とは別に、準備室を設けるということで、準備室を設けたら、そこに人員も配置していくという方向になるかと思いますが、これは国からの補助というのはあるのでしょうか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

国民スポーツ大会の準備室ということでお願いをしているところでありますが、職員の配置も別室でお願いをしております。国、県の補助につきましては、今のところ正確な数字はわかっておりませんが、補助のほうを少しはいただけると。今、t o t o、宝くじの助成金を申請をしているところであります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

まだはっきりしないということですね、そしたら。どっちにしても、金額ははっきりしないということかなと思いますけど、いかがですか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えします。

来年度準備室を立ち上げて実行委員会とかを立ち上げてから、施設整備とかいろいろな経費がかかりますので、その試算が出たところで、補助のほうを国、県、t o t oが当たればお願いするようにしております。今のところ金額的にはわかりません。

以上です。

○5番（待永るい子君）

東京オリンピックもそうなんですけれども、いろんなのをつくったら、それが終わった後どうするかという問題が大きな問題として残りますけれども、この準備室を初めとして、そういうのをどういうふうにしようとそこまで考えていらっしゃいますでしょうか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

この国民スポーツ大会の準備室については、令和5年度で大会が終わりますので、その時点で解散になるかとは思っております。

あとの施設的なレガシーにつきましては、町の施設として有効に活用していきたいと思っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今の同じページの上の段に、一番上に聖火リレー用看板作成等委託料30万円とありますが、これはどういった内容でしょう。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

2020年度の東京オリンピックに関しまして、聖火リレーを佐賀県で日程は5月10日と決まっております。太良町を佐賀県は5月10日に出発するということまではわかっているんですけど、詳細につきましては12月17日に公表になるということになっております。

その聖火リレーに関して、交通どめとかまだ公表できないんですけど、国道を通った場合に国道を全面封鎖しなければならないので、その看板等について新年度でお願いしたら遅くなりますので、補正で今回お願いをしているところであります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

太良町出発ですね。

そういう太良町で、例えば峰下課長とかがスタートに走るとか、何かあるとですか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

この聖火リレーの選手につきましては、国が指定した業者のほうに申し込みを個人的にする、自薦、他薦というかありますけど、その中身につきましてはうちのほうは把握しておりません。誰が走るかということもまだわかっていない状態であります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

そういった交通云々に対する看板なのでしょうが、これが財源として一般財源というふうになってます。これは2020年、国の一大イベントですので、国庫支出金か何かで補助金でつくるわけじゃなくて、全く太良町独自で一般財源を使ってつくるということですか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

今、県とやりとりをしておりますけど、一切国、県はお金を出さないということで、町単独、一般財源のほうでどこの市町もするということで、今県のほうから通達が来ているところであります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

一切国が関与せんという、これはおかしかと思うですね。ですので、ぜひほかの市町とも協力し合って、お金を下さいよと、全額とは言わん、半額かどうかわかりませんが、その辺強く言う必要もあると思いますが、この辺町長はどのようにお考えになりますか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

この問題については、今度来年年明けて、GM21というふうなことで、県内の市町の首長、代表が集まって、そして知事との懇談会があるわけです。その中で、私が今太良町からこういった問題についてということで、問題提起するようにいたしております。それで、担当課のほうにも、どのくらい経費が要って、どういう方法で、かなり厳しいことを言ってきて、口は出すばってん金を出さんというふうなことでございますので、それはおかしかなかなかねというふうなことでお話を持っていこうかなというふうな思いをいたしておりますので、年明けて1月にありますので、その中で要望していきたいと思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

25ページのアフリカ豚コレラ侵入防止の210万円なんですけど、実は先月、私もその講習会に行ってきたんですけど、これぐらいの金額で鳥インフルエンザからアフリカ豚コレラの進入をとめることができるのかなと思うんですけど、何か非常に外国のほうでは、中国のほうも韓国のほうもこれが発生していると聞いたんですけど、そこら辺、太良町でこれぐらいの予算で大丈夫かなと感じたんですけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

アフリカ豚コレラにつきましては、議員さんがおっしゃられるとおりに、日本にそのウイルス、アเมอร์バーが入ってきたらなかなか難しいのかなというふうな感じがいたしますけど、そのために防疫というか、国内外からの出入りのときに生肉とかハムとか、その辺のものを非常に強化するということが国のほうは考えておられて、今のところは柵を張りめぐらす程度で抑えようという国の意志でございます。

それで、事業の中身につきましては、ワイヤーメッシュとか、電気牧柵等を張りめぐらすように、農場の周りをですなそういうふうな計画になっております。それで、さっき言われるように、お金的にはそんなに大きくないということでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

私が説明を県の保健所の方から受けた分としたら、非常にこれが入ったら、アフリカ豚コレラは中国のほうでもひどいあれがしてるということなんですけど、実際この金額で抑え切ったらいけどなと思うんですけど、課長自体がそれでこの太良町を守っていけるという金額ですか。

○農林水産課長（川島安人君）

県の家畜保健所等の指導に基づいて行っているという認識でございまして、私が絶対、こがしこすればいいのかなとまではなかなか知識不足でございますので、申し上げられません。済みません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この件に関して、町長説明によりますと、補助金で8農家、9農場の改修、門扉を総延長で7,600メートルぐらいを見込んでおるといような話でしたけれども、それについては8農家といいますと、町内の全農家ということになるんですか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

9業者おられまして、1業者さんは既に電気牧柵を自力で設置されておりますので、8業者というふうになっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

町外から養豚場を経営している人もいらっしゃるんですか。

○農林水産課長（川島安人君）

1業者ございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

その人も対象になるのかどうかということと、事業費につきましては、2分の1が国ということになっています。5分の1を県ということになって、10分の1を町が補助ということにする補助金ということで町長説明ではありました。

あと10分の2が残っているわけですが、この10分の2については農家が負担ということになるわけですか。

○農林水産課長（川島安人君）

この事業の仕組みが、属地主義ということになっておりまして、農場がある市町が対応するというふうにならなっております。これが第1点でございます。

それと、あとの20%につきましては、養豚業者さんが負担するということになります。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

24ページ、環境衛生費の合併処理の件についてお尋ねいたしますが、最近減少しつつあった設置数、これがなぜ8基ふえたのか。まずはその8基増の分をお尋ねいたします。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

増加の要因ということでございますけど、当初は今年度10月から消費税が上がるということで、その前に多分幾らかの駆け込みはあるのかなという予測はしておりました。実際、10月末で18基あって、今後の見込みについて、各事業所さんとかにお尋ねしたら、6基分ぐ

らいは今計画があると。ただ、ほかの事業者さんにも全部はうちも聞いてませんので、ほかの事業者さんにもひょっとしたらあと一基、二基あるかもしれないということで、8基分は計上しております。

その要因については、先ほど言いましたように消費税関係の絡みでしているのが多いのかなという予測でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

全体設置数が県全体で考えた場合、うちの町は下から2番目ですよ。玄海町でしょうかね、一番下は。それで、今まだ昨年度が15基、29年度が14基ですかね。このような勘案をしていきますと、まだ国10分の1、県3分の1、町3分の1ですか、補助が。これを今そういうふうなシステムになっておりますが、この7基分を今上げられている447万8,000円で換算しますと、1基分の補助率が55万9,750円です。これは、今後ふやしていく予定があるのか。まだこれをずっと県下で2番目の設置数の自治体でありますんで、この辺は環境に関して大分力を入れていかないかんんじゃないかと思うんですが、これが消費税前で18基と今言われたんですが、この後どういうふうな推奨をしていかれるのかということをお伺いしたいんですが。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

浄化槽の補助につきましては、通常の国、県の補助のほかに太良町では独自に上乘せということで5人槽で言えば15万円、7人槽で言えば20万円の単独での上乘せはしております。それにつきましては、今までもずっとこういう感じでできておりますので、この補助額を上げるとかということは今のところは考えておりません。ただ、言われるように、普及率が県下でも一番下とか2番目となっておりますので、とにかくまず啓蒙活動をしていって、今後はひょっとしたら新築の家とかは補助対象外になるとかの話も聞いておりますので、そういうことになる前に、なるべく建ててもらおうよう、そういうお知らせをしていって頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そういうふうな推進をしていっていただいて、前からお話を伺っていたんですが、栄町の集落地、どこにできるのか、いつか町長がお話しされたことがあったと思うんですが、そういうふうな設置が難しい地域の部分、今後どういうふうな解決方法で合併処理等々を推進されていかれるのか。されるのかされないのか。その辺をお伺い、町長よろしく願います。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

確かに、県内でも太良町は下水の普及率が最低の付近にあるわけですが、今言われるように、どうしても合併処理浄化槽が設置できない場所が集落の密集地にあるわけです。10戸か何戸か共同ですという事業もありますし、補助事業ですね、しかしそれもいろいろな負担とかなんかも出てきますので、皆さんがそういう方向で足並みをそろえて、私たちもこういうことでまとまってこの辺をやりたいとかという要望があればあれでしょうけど、うちからやっていったときに、果たして先ほどから出ておりますように、じゃあ幾らかまた町がそれに上乘せしてくれとかという問題もいろいろ出てきますので、そこら辺はもう少し具体的にでてきた時点で煮詰めながらしていかなきゃいかんと思っております。

しかし、推進としては、今のところではそういった特別お金も特別かかる、家のトイレとか風呂とか炊事場あたりの改造もかかってきますので、そういった問題も含めてうちのほうからやってください、やってくださいというのは今のところは推進するというような形は考えてはおりません。

以上です。

○8番（江口孝二君）

まず、17ページの時間外勤務手当200万円ほど上がっていますが、これは12月から3月までふえる分だと思いますけど、その中身はどのようなものかお尋ねします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

この時間外勤務手当につきましては、ことしかなりの台風が3回と大雨等で避難所の設営等で災害関係でかなりの出費をいたしております。大体その災害関係で11月支給分までで220万円程度の時間外手当を支出しております。例年になく多く今回避難所、自主避難所を設営をいたした関係上、こういった形で支出が多くなっておりますので、その分を今回補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

21ページの負担金補助、民生児童委員活動費の補助金が52万6,000円上がっていますが、対象者は何人か。また、どのような理由でなったのかお尋ねします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

21ページの社会福祉総務費民生児童委員活動費補助金52万6,000円の件でございますが、12月から新しく民生委員になられる委嘱された方から、近隣市町並みに報酬を上げてくれんかいという要望があったのを受けて、調査をしましたところ、太良町だけが具体的に言いますと委員さんが年間6万円という活動費の補助でありました。ほかの市町を調べましたところ、鹿島市で11万円、嬉野市で12万円、白石で11万円、江北町で9万7,000円、大町町で

11万円、武雄市で12万円ということで、今回12月から新たに民生委員が委嘱されましたのを機に、新たに4カ月分の追加の補助金のアップをお願いした要求でございます。

補正後といいますか、トータル幾らになるかという話でございますが、今まで委員が6万円だったのが11万5,000円、会長が8万4,000円だったのが12万5,000円、副会長が12万円ということで、ほかの市町の状況を勘案しながら、適切な額であろうという額で補正をお願いしている状況であります。12月から3月までの4カ月分であります。

以上です。（「対象者は何人」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

全員分でありますので、29名分になります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

江口君、よかですか。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、失礼します。

25ページの農業振興費について伺いたいと思います。

農業振興費の中の補正が、営農再開・草勢樹勢回復云々ということで237万円ほど補正があつてます。これにつきましては、県の単独補助金で、本町では種苗等の購入とか薬剤の購入に対する補助を計画しているということですが、この計画の内容について伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

まず、1点がハウスの浸水被害によって種苗とか泥が流れた分についてが一つ、推定事業費でございますけれど100万円程度でございます。

それと、草勢・樹勢回復の支援対策といたしまして、商品名フィガロンというそういう植物の栄養剤みたいなやつでございますけど、それを行ったということで、推定事業費が446万7,000円程度となっております、町の支援分がその10%の237万円ぐらいを要望しているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

フィガロンはホルモン剤で、草勢回復ということには使っておられますけど、これはどういう作物を対象にフィガロンあたりを使われたのか。農家数とかわかりますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

ホルモン剤だということでございますけど、フィガロンにつきましては、ミカンのほうに

散布をしているということを聞いております。これは、農家数は把握ができておりませんが、全体で1,135本程度を見込んで要望をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

補助をするときには、対象農家はどのような方が対象になるのかというのが基本になってくるといふふうに思いますけど、それについての把握はいかがですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

町で一件一件農家を把握するのは困難でございますので、JAさんの調査に基づいて、系統外の方についてもその面積に見合うぐらいで計上した数字が1,135本でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

27ページ、漁港建設費の底質調査委託料の件は、次年度の道越漁港のしゅんせつ工事の分と思うんですが、今年度竹崎漁港が終わりまして、竹崎漁港の当初の予算が8,943万円ということでしたが、終了した時点で工事費が幾らで終わったんでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

済みません、資料を持ち合わせてないんで、後で報告させていただきます。済みません。

○11番（久保繁幸君）

自分の担当のところをよう勉強しとってください。

これは53万9,000円ですか、来年度の道越漁港の調査委託料なんですが、前回より町長の提案で2.5%に自己負担率を下げさせていただいて、漁民の皆さんは大変喜んでいただいております。

それで、来年度の道越漁港の予定額は今のところ幾ら考えられているんですか。これもなければすぐわからんと言ってください。時間がありませんので。

○農林水産課長（川島安人君）

現在の予定の額といたしまして、補助対象額として1億3,800万円を予定をしております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

当初からすれば大分上がっておりますね。当初は1億円以下じゃなかったかというふうに聞いております。

一つ、今からは漁業者の方の要望なんですが、できれば7月からクラゲ漁業が始まりますんで、その前にクラゲ漁業が始まる前にしゅんせつ工事をしていただきたいというふうな段取りをとっていただきたいということを申し入れておられます。漁協のほうでもそういうふうな要望書を今度の議会に出そうかといって、もう今から出してもおそか、まあ、議運が始まる前ぐらいでしたでしょうか、そういうふうなお話を聞いたんで、そういうふうなクラゲ

漁業が始まる前にしゅんせつ工事を、だから6月いっぱいの間になると思うんですが、そういうふうな工事ができるように努力をしていただきたいということを要望いたします。答えはなるだけ6月いっぱいできるようにということをお願いしておきます。

以上です。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

漁協のほうからそういう7月までに終われということで要望がございました。

それで、今ゼロ国債という制度を用いまして、令和元年度の予算で、実際の支払いは令和2年度に行うという仕組みでございます。その制度に乗っかって事業を推進していきたいなというふうに今県のほうには要望しているところでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

済いません、もう最後と思うたけん、ばってん、23ページの工事請負費の90万円、放課後児童クラブ教室の改修事業、私の思うところ場所か、その場所を教えてください。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

23ページ、児童福祉総務費の工事請負費90万円でございますが、給食センターの事務室跡地を4月から放課後児童クラブの教室に改修するという経費で整備経費を計上してございます。

電気設備、下屋、収納棚、水道施設等々、それと畳です。それで90万円を予定してございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

私が思っていた場所に間違いなかったですけど、何人ぐらい収容できるのかお尋ねします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

収納棚の件もございますが、最高で30名程度と予定しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第73号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第74号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

国保の7ページですけれども、この中で、町長説明にもありますけれども、保険給付費の一般被保険者診療給付金給付費の6,700万円ほど、それと一般被保険者の療養費が236万2,000円ほど、それから一番下の一般被保険者高額療養費の2,307万4,000円ほど補正がされています。これについては、当初を上回る支払いが見込まれるためということで説明がありましたけれども、当初を上回る支払いの内容をお願いしたいと思います。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

まず、一般給付費の負担金でございますけど、当初よりも件数で1.2%ふえております。それから、金額でいきますと1%増ということで、この分がふえている状況でございます。

それから、次の療養費でございますけれども、この分につきましては、18.8%の件数の増でございます。それから、費用額といたしまして1.7%増ということで、この件につきましては保険適用のはり・きゅう・マッサージが大幅に伸びているといったような状況でございます。

それから、次の高額療養につきましては、件数で5.1%増、費用額で8.1%の増ということで、内容的にはそれぞれ費用が大きかったということで、入院等を含めてかなり伸びているというような状況でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

当初予定した患者数よりも実際に運用してみて患者数がふえてきたんですよと、ですから多くなったということですか。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

予算計上のときには、標準保険税率というのがございます。6月で竹下議員が質問されましたけれども、その保険税率で県のほうに納付金を納めるような、それから交付金をいただくというような形になっておりますが、その分が例年に比べて低かったというような一つ要因として大きな要因がございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

数字の件じゃないんですが、国保税広域連合、2027年に統合の予定なんですけど、この前全協の折に説明する時間がなかったんで、しておりません。それを皆さんにわかりやすく一本化の進捗状況をこの場で皆さんに御報告していただきたいと思いますが、どうぞお願いします。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

2027年の、昨年度からいけば9年後やったんですけども、その分につきましては、保険税率を県下1本にするということで、目標が設定をされている段階でございます。現段階の進捗状況といたしましては、令和3年度にまずアルファというわかりづらいんですが、それを0.7に、今1なんですけど0.7に、それからまたしばらく置いて、それを0.3に、最終的にはアルファをゼロにするといったような状況でございます。今年度についてはそのままの1でいきますので、大きく変更はないんですが、来年度からそういう検討がなされていくといったような状況でございます。

ただ、2027年度に一本化というのも課題もそれぞれございますので、今の段階では目標値ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

特定健診の件についてお尋ねいたしますが、特定健診、国の目標が60%というふうな目標を上げておりますが、我が本町では51.3%ですか、今現在そういうところで推移しておりますが、これから団塊の世代がだんだんと国保のほうに回ってなると思うんですが、この国保の推移はどのように、統合の27年度までぐらいは推移していきますか。わかりますか。わからなければ後でも結構です。

○健康増進課長（大岡利昭君）

推移については、まだそこまでは把握をできていないのが現状でございます。

2025年の団塊の世代が75歳になる、後期高齢になるということになりますので、それに向けて、恐らく保険事業、特定健診等についてもふえてくるといったような見通しはしており

ます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

7ページの一般管理費、電算システム改修委託料であるんですけど、この中身を教えてください。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

今回、システム委託料の改修でございますが、3つございます。

まず1点目が、外国人残留資格等の連携項目の追加、それからこれは、オンライン資格確認等のシステムの導入と、令和2年6月データ標準レイアウト対応ということで、このオンラインと標準レイアウト対応につきましては、番号制の来年の令和2年度6月から動くということで、その改修になります。これは、一般会計でもありましたけれども、母子保健の関係の健康管理システムと同等で、番号制の導入に伴うものということで、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

私が知らないのですが、教えてほしいんですけども、こういう国保系の電算システムというのは、国が管理しているわけではなくて、各市町で改修とかを請け負うようになっているのでしょうか。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

市町村で管理している部分も、会計管理システムはそういうことになっておりますが、県で管理している部分、それと今回の補正については、ネットワークシステムというのが大幅なんですけども、その中間サーバーというのが国のほうでできるというような形になります。そこで管理するといったような状況でございますが、幾らかそういう部分部分で設定をしていて、最終的に国のほうが管理するというような状況になっております。国のかわりはどこか数カ所かわかりませんが、中間サーバーということで利用するという形になります。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

国のほうの中間サーバーが新たにできるので、データの受け渡しを改修を行うというこの理解でよろしいですか。

○健康増進課長（大岡利昭君）

議員御承知のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第74号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩をいたします。1時から始めます。

午前11時59分 休憩

午後1時3分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

前回、久保議員に答弁漏れがございましたので、課長のほうから答弁させますので。

○農林水産課長（川島安人君）

久保議員さんからの漁港のしゅんせつ工事費を聞かれましたので、お答えいたします。

工事費は9,009万7,000円でございます。

以上でございます。

日程第16 議案第75号

○議長（坂口久信君）

それでは、始めます。

日程第16. 議案第75号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第76号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第76号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第77号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

病院の3ページの医業費用の中の材料費、今度2,400万円ほど追加補正をされております。説明を見ますと、診療材料というふうになっておりますが、この内訳はどうなっているでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今回の補正2,400万円の内訳ですけれど、ほぼほぼ大きな手術の人工関節等の値段、それが7割程度はその金額になります。済みません、しっかり小さい数字までは今手元にはないです。あと3割ぐらいが、入院等がふえておりますので、それに関する細々した材料費そういったものになります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

そしたら、このほとんどなんでしょう。処方に係る医薬品等はないということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

診療材料の中で、医薬品とここに出してます診療材料と分けて計上しておりますので、今回は材料費の部分だけになります。医薬品費のほうは、今のところは当初予算の中でおさまるかと思込んでおります。

○9番（所賀 廣君）

医薬品はないということですが、どこの病院にもあると思いますが、新薬とジェネリックの薬、近年ジェネリックの使用を多くしようということが見受けられると思いますが、前年度に比べて今年度、ジェネリックの使用率というか処方率、これはざっくりでいいですが、その流れとしてはどんな状況ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えいたします。

済みません、細かい数字は持ってきておりませんので、後で報告させていただきます。

しかしながら、外来の処方箋は処方箋を出した調剤薬局のほうで、病院の処方箋の中に、ジェネリックにかえてもいいですよというチェックを入れておくと、調剤薬局が自由にかえることができるんです。そういった面で、大分進んでいるようには聞いています。院内のほうは46%だったかと思えます。ジェネリックにかわっております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

病院のほうで処方箋をつくる時に、そこでジェネリックの使用をどうしますかという質問の投げかけというのは患者さんにはせずに、調剤薬局のほうにその辺はわかるべく記しておくということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

説明があればだったので、病院のほうでももちろん処方するときにも確実にオーダーとして

わかっている分は処方箋の上に記入はします。ジェネリック薬品名を記入はします。それプラスアルファで、調剤薬局側としてももっと変更するのがありますよという場合は変更していいですよというチェックも入れて処方箋を出しているということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第19. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申し出のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の上程、町長提案の議案第78号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

それでは、議案第78号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、令和元年12月23日をもって任期満了となる松尾雅晴氏を再度教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は太良町大字多良1919番地、生年月日は昭和25年2月2日であります。御同意のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第78号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第78号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件については、除斥の規定はございませんけれども、教育長松尾君から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔松尾雅晴教育長退場〕

○議長（坂口久信君）

それでは、質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第78号 教育委員会教育長の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

教育長の出席を求めます。

〔松尾雅晴教育長入場〕

追加日程第3 意見書第4号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 意見書第4号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第4号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第4号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することに御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整

理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は12月6日開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、令和元年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

ことし一年を振り返ってみますと、5月には皇太子殿下が天皇に即位され、それに伴い年号も令和と改まり、新たな時代の幕あけに国内が大いに盛り上がりを見せました。記憶に新しいところでは、自国開催となったラグビーワールドカップでの日本代表のベスト8進出や、吉野彰氏のノーベル化学賞受賞などの明るい話題もありました。

その一方で、8月には本県並びに福岡県、長崎県に大雨特別警報が発令され、武雄市では3名の方が犠牲になられるなど、県内各地に大きな被害をもたらしました。

また、関東、東北地方に重大な被害をもたらした台風15号及び台風19号では、100名を超える方が犠牲になられるなど、たび重なる集中豪雨や台風による自然の猛威に直面し、日ごろから災害に対する備えや防災意識の重要性を改めて認識された1年でもありました。

このような中、町長並びに町執行部の皆様には、厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、地域住民の声に耳を傾けながら業務に精励されていることに対し、改めて感謝申し上げます。

特に、2月の町長選挙により、町民の負託を得て当選されました永淵町長におかれましては、就任以来町政のかじ取り役として、町民福祉の増進と生活の安定のために御尽力をいただき、まことにありがとうございました。

町議会におきましては、8月の改選により、新人議員3名を含む11人体制でスタートし、議員各位におかれましては町民の代表として愛町精神を持って、本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。また、私この8月の初議会におきまして、皆様方から議長の要職に御推挙いただきましたが、まだまだ未熟ゆえに多大なる御迷

惑をおかけしたと思いますが、これからも一層精進を重ね、皆様方とともに議会の発展のために努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方には、くれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして令和元年第7回太良町議会定例会第4回を閉会をいたします。

午後1時20分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸